

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止等の取扱いについて

甲斐市教育委員会

はじめに

年度当初から続いていた新型コロナウイルス感染症予防のための臨時休業が終了し、令和2年度の学校教育活動が開始となりました。甲斐市教育委員会では、各学校と連携する中で、最大限の感染予防対策を講じ、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう努めて参ります。

一方、新型コロナウイルス感染症については未だ予断を許さない状況にあるとの認識に立ち、感染拡大防止の観点から、個別の状況に応じ、児童生徒の出席停止措置及び学校の臨時休業を行う場合がありますので、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1 出席停止について対する考え方

新型コロナウイルス感染に対する対応につきましては、児童生徒の安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、原則として、※1学校保健安全法第19条に基づき、※2出席停止とします。

※1：学校保健安全法19条「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」

※2：感染症予防のための出席停止は、校長が、児童生徒の保護者に対し、登校を控えるよう求めるものであるため、出席簿上、欠席とはなりません。

2 出席停止の具体的な取扱いについて

(1) 児童生徒(本人)が感染した場合

- 扱い：新型コロナウイルス感染症
- 期間：感染の判明した日から、専門医等が登校を許可するまで

(2) 児童生徒(本人)が濃厚接触者と認定された場合

- 扱い：新型コロナウイルス感染症の疑い
- 期間：濃厚接触者と認定された日から、保健所に指示された期間（目安14日間）

(3) 児童生徒の同居家族が濃厚接触者と認定された場合

- 扱い：新型コロナウイルス感染症の疑い
- 期間：家族が濃厚接触者と認定された日から、保健所に指示された期間

(4) 児童生徒(本人)に発熱等のかぜの症状が見られる場合

① 本人に発熱等のかぜの症状がある場合

- 扱い：新型コロナウイルス感染症の疑い
- 期間：症状の出た日から、快癒した日の翌々日まで
*比較的軽いかぜの症状であっても、4日以上は続く場合は、必ず、「帰国者・接触者相談センター」へ相談してください。
*息苦しさ、強いだるさ、高熱など強い症状のいずれかがあれば、すぐに「帰国者・接触者相談センター」へ相談してください。

② 帰国者・接触者相談センターへ相談した場合

- 扱い：新型コロナウイルス感染症の疑い
- 期間：症状の出た日から、(自宅観察となった場合は)快癒した日の翌々日まで

③ 新型コロナウイルスの検体検査を受けた場合

- 扱い：新型コロナウイルス感染症の疑い
- 期間：症状の出た日から、(陰性となった場合は)受診医療機関の指示する期間
*陽性となった場合は「(1)」へ

・上記(1)～(4)のいずれについても、学校に必ずご連絡ください。また、それ以外の場合についても、学校にご相談ください。

3 臨時休業について

- ・感染症予防のための臨時休業は、※3学校保健安全法第20条に基づき、市教育委員会が行います。
- ・臨時休業の実施の必要性、範囲・規模については、感染児童生徒の状況、地域における患者の発生状況等を踏まえ、総合的に判断し決定します。

※3：学校保健安全法20条「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」